

1 0 年 保 存

機 密 性 1

平成 24 年 8 月 28 日から

平成 34 年 8 月 27 日まで

基 発 0828 第 3 号

平成 24 年 月 8 日 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」
の施行及び「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について

「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 74 号。以下「刑法等一部改正法」という。）が平成 23 年 6 月 24 日に公布され、そのうち、電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備や記録命令付差押えの導入等の手続法の整備に関する規定が平成 24 年 6 月 22 日に施行されたところである。

それに伴い、今般、法務省刑事局長から平成 24 年 6 月 14 日付け法務省刑制第 47 号「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行について（参考送付）」（別添 1）が、最高検察庁次長検事から平成 24 年 6 月 14 日付け最高検企第 309 号「「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（依頼）」（別添 2）がそれぞれ通知されているので、了知するとともに、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、当該通知の概要は下記 1 及び 2 のとおりであるので、参考にされたい。

記

1 刑法等一部改正法の概要

刑法等一部改正法に基づき刑事訴訟法の一部が改正されたところであり、その概要は以下のとおりである。

- (1) 差押対象物が電磁的記録に係る記録媒体（パソコンのハードディスク等）であるときは、当該電磁的記録を他の記録媒体（USBメモリ等）に複写した上で、当該他の記録媒体を差し押さえることができることとされたこと（刑

事訴訟法第 110 条の 2)。

- (2) 差押対象物が電磁的記録であるときは、その保管者等に必要な電磁的記録を記録媒体に記録させた上で、当該記録媒体を差し押さえるという記録命令付差押えの制度が新設されたこと(刑事訴訟法第 99 条の 2、第 218 条第 1 項)。
- (3) 差押対象物が電子計算機(パソコン等)であるときは、当該電子計算機にネットワークで接続している他の記録媒体に記録されている電磁的記録を当該電子計算機等に複写した上で、これを差し押さえるという制度が新設されたこと(刑事訴訟法第 99 条第 2 項、第 218 条第 2 項)。
- (4) 捜査に必要な通信履歴について、差押許可状の発付を受ける前の段階において、プロバイダ等の保管者に対し、消去しないよう、その保全を求めることができる保全要請に関する規定が新設されたこと(刑事訴訟法第 197 条第 3 項乃至第 5 項)。
- (5) 電磁的記録に係る記録媒体の差押え又は検証を行うに当たって、差押状の執行をする者等に被処分者が協力することができる法的根拠を明確にするため、協力要請に関する規定が新設されたこと(刑事訴訟法第 111 条の 2、第 142 条)。

2 司法警察職員捜査書類基本書式例の改正等の概要

刑法等一部改正法の施行に伴い改正又は追加される標記書式例の様式は、以下のとおりである。

なお、平成 24 年 6 月 22 日以降も、改正前の様式による用紙が残存し、又はシステム等により改正前の様式が出力される限り、改正前の様式に記載等して使用することは差し支えないこと。

(1) 改正される様式

ア 任意提出書(様式第 21 号)

欄外の注意書きに、物件が電磁的記録に係る記録媒体であり、提出者が記録媒体の所有者でない場合における提出者処分意見欄について、注意書きが追加されたこと。

イ 搜索・差押・検証許可状請求書(様式第 24 号)

様式記の 5 に、刑事訴訟法第 218 条第 2 項の規定による差押えをする場合における電磁的記録の複写の範囲を記載する欄が、追加されたこと。

ウ 差押調書(様式第 29 号及び第 30 号)

様式記の 6 に、刑事訴訟法第 218 条第 2 項の規定による差押えをした場合等に、その旨及び経過を記載する欄が追加されたこと。

エ 搜索差押調書（様式第 31 号及び第 32 号）

ウに同じ。

オ 捜査関係事項照会書（様式第 48 号）

刑事訴訟法第 197 条第 5 項の新設に伴い、様式本文に、照会事項をみだりに漏らさないよう求める記載が追加されたこと。

（2）追加される様式

ア 記録命令付差押許可状請求書（様式第 24 号の 2）

イ 記録命令付差押調書（様式第 29 号の 2）

ウ 電磁的記録に係る権利放棄書（様式第 36 号の 2）

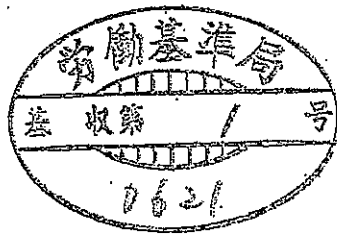
エ 交付請書（様式第 37 号の 2）

オ 複写電磁的記録請書（様式第 37 号の 3）

カ 保全要請書（様式第 59 号）

キ 保全要請期間延長通知書（様式第 60 号）

ク 保全要請取消書（様式第 61 号）

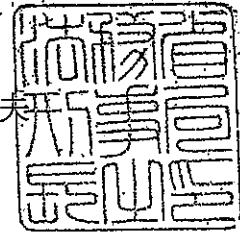


法務省刑制第47号

平成24年6月14日

厚生労働省労働基準局長 殿

法務省刑事局長 稲田 伸 夫



情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行
について（参考送付）

標記の件について、検事総長、検事長及び検事正に対し、別添のとおり通達し
ましたので、参考のため送付します。

法務省刑制第44号（例規）

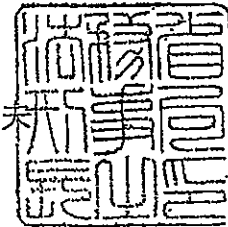
平成24年6月14日

検事総長 殿

検事長 殿

検事正 殿

法務省刑事局長 稲田 伸 未



「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」
の施行について（依命通達）

第177回国会において成立した「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第74号。以下「刑法等一部改正法」という。）は、平成23年6月24日に公布され、罰則の整備に関する規定は、一部を除き、同年7月14日から既に施行されていますが（同年7月8日付け法務省刑制第41号法務省刑事局長依命通達）、刑法等一部改正法中、電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備や記録命令付差押えの導入等の手続法の整備に関する規定（刑法等一部改正法第2条の規定、第3条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第71条第1項の改正規定、第4条及び第5条の規定）については、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成24年政令第154号）により、本年6月22日から施行されることになり、また、これと併せて、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令（平成24年政令第155号）及び押収物還付公告令の一部を改正する政令（平成24年政令第156号）も、同日から施行されることになりました。

つきましては、同日から施行される上記改正後の各規定につき、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないように願います。

記

第1 改正の概要

1 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備（刑事訴訟法第110条の2）

- (1) 電磁的記録に係る証拠の収集方法としては、電磁的記録に係る記録媒体自体を差し押さえることが考えられるが、その記録媒体が大型のサーバであり、これを差し押さえることにより被差押者の業務に著しい支障を生じさせるおそれがあるなど、記録媒体の差押えを回避すべき事情が存する一方で、差押えをする者にとっても、そのサーバ自体を差し押さえる必要がなく、これを差し押さえずとも、特定の電磁的記録を取得することができれば、証拠収集の目的を達成できると判断される場合には、当該記録媒体の差押えに代えて電磁的記録を取得することを可能にすることが合理的である。

そこで、差押対象物が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、差押えをする者が、その差押えに代えて、当該記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写するなどした上、当該他の記録媒体を差し押さえること（以下「第110条の2の処分」という。）ができることとするものであり、概要は以下のとおりである。

- (2) 第110条の2の処分として可能なのは、電磁的記録の複写、印刷又は移転であり、刑事訴訟法（以下条数のみを記載している条文は、刑事訴訟法の条文である。）第110条の2第1号は差押えをする者が自ら行う場合について、同条第2号は被差押者に行わせる場合についてそれぞれ規定している。

第110条の2の処分は、差押対象物の差押えに代えて行うことができるが、それが原則的な在り方となるものではない。すなわち、紙媒体の文書の場合と同様、電磁的記録についても、その真実性や関連性は、記録されている情報それ自体だけでなく、それが記録されている状態を含めた全体から判断されるべきものであって、記録媒体が原本であることが重要である場合も少なくない上、データを削除した痕跡も含めて分析する必要があるなど、記録媒体自体に証拠価値が認められる場合も多く、差押えの執行方法については、現場の状況による面が大きいことから、第110条の2の処分を原則とすることとはされず、基本的に差押えをする者の判断に委ねることとされた。

- (3) 令状に差押対象物として「電子計算機」と記載されている場合、その電子計算機を構成しているメインメモリやハードディスク等の記録媒体

はこれに含まれるから、「差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるとき」(第110条の2)に当たることとなる。

「複写」とは、電磁的記録をCD-R等の記録媒体にコピーすることをいい、「印刷」とは、電磁的記録を紙媒体にプリントアウトすることをいう。また、「移転」とは、電磁的記録を他の記録媒体に移すことをいい、この場合、元の記録媒体の電磁的記録は消去される。

(4) 第110条の2の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条又は第220条の規定によってする押収について準用される(第222条第1項)。したがって、逮捕の現場において、無令状で第110条の2の処分をすることも可能である。

(5) 第110条の2の処分に関しては、記録媒体の差押えをする者が他の記録媒体を用意した上で電磁的記録を移転した場合など、被差押者と当該他の記録媒体の所有者等とが異なる場合について、還付に相当する措置が規定された(第123条第3項)。

すなわち、第110条の2の処分をした後、当該他の記録媒体について留置の必要がなくなった場合、被差押者が当該他の記録媒体の所有者等であるときは、原状回復としてその者に当該他の記録媒体を還付することとなるが、差押えをする者が当該他の記録媒体の所有者等であるときは、被差押者にこれを返還する理由はないことから、被差押者には当該他の記録媒体を還付しないこととなる。しかし、この場合であっても、当該他の記録媒体に電磁的記録を移転していた場合には、被差押者の元から電磁的記録は消去されているため、原状回復の方法を認める必要がある。

そこで、第123条第3項において、このような場合には、被差押者に対し、当該他の記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならないこととされた。この場合において、被差押者の所在不明その他の事情により、交付又は複写ができないときは、併せて新設された第499条の2第1項による公告をしなければならず、公告の日から6か月以内に交付又は複写の請求がないときは、これらは不要となる(同条第2項。公告の方法等については下記8参照)。

2 記録命令付差押え(第99条の2、第218条第1項)

(1) 今日においては、ネットワークを利用することにより、電磁的記録を、物理的に離れた様々な場所の記録媒体に保管することが極めて容易にな

るとともに、一般化している上、コンピュータ・システムが複雑化し、その操作には専門的な知識や技術が必要な場合が多く、証拠として必要な電磁的記録が記録されている記録媒体を特定することが困難な場合や、必要な電磁的記録が保管されているコンピュータ・システムの操作について専門的な知識・技術が必要な場合等が生じ得るところであり、個々の特定の記録媒体を差し押さえる方法だけでは、これらの場合に証拠収集の目的を十分に達成できないおそれがある。また、サーバのように、1個の記録媒体に多数の電磁的記録が保管されている場合、当該記録媒体を差し押さえると、その管理者の業務に著しい支障が生じるおそれもあると考えられる。

他方、通信事業者等については、裁判官の発する令状があれば、必要な電磁的記録を記録媒体に記録した上、当該記録媒体を提出することに協力する場合も多いところ、このように、被処分者が協力的であり、かつ、必要な電磁的記録が記録されている記録媒体自体を差し押さえずとも、当該電磁的記録の内容を証拠化することができれば、証拠収集の目的を達成し得る場合には、そのような方法を取り得るようにすることが合理的である。

そこで、電磁的記録の保管者等をして必要な電磁的記録を記録媒体に記録させた上、当該記録媒体を差し押さえるという記録命令付差押えの制度が新設されたものであり、その概要は以下のとおりである。

- (2) 記録命令付差押えの対象となるのは、「必要な」電磁的記録である（第99条の2）。これは、証拠として必要であることを意味する。

記録命令付差押えの相手方となり得るのは、そのような「電磁的記録を保管する者」又は「電磁的記録を利用する権限を有する者」である（同条）。

「電磁的記録を保管する者」とは、電磁的記録を自己の実力支配内に置いている者をいい、例えば、電磁的記録が記録された記録媒体を所持する者などがこれに当たる。「電磁的記録を利用する権限を有する者」とは、適法に、電磁的記録が記録されている記録媒体にアクセスして当該電磁的記録を利用することができる者をいう。当該電磁的記録を排他的に管理できる権限を有することを要せず、単に当該電磁的記録にアクセスできる権限を有することをもって足りる。

電磁的記録を記録媒体に「記録」させるとは、ある記録媒体に記録さ

れている電磁的記録をそのまま他の記録媒体に複写させることのほか、複数の記録媒体に記録されている電磁的記録を用いて必要な電磁的記録を作成させた上、これを他の記録媒体に記録させることなどを含むものである。

記録命令付差押えにおいて電磁的記録の記録・印刷を命じられた者は、当然、法的にその義務を負うことになる。もっとも、その義務違反に対して罰則規定は設けられていない。

(3) 記録命令付差押えは、第220条第1項第2号には掲げられていないので、逮捕の現場において、無令状で記録命令付差押えをすることはできない。

(4) 記録命令付差押えについては、第106条以下において、例えば同条において「差押又は搜索は」となっていた箇所を「差押え、記録命令付差押え又は搜索は」と改めるなどの所要の法整備がなされた。

なお、記録命令付差押えは押収の一種であり、「押収」の語が用いられている条文については、特段の改正が行われていなくても、文言上は、その「押収」の中に記録命令付差押えが含まれることとなる。

3 電気通信回線で接続している記録媒体からの複写（第99条第2項、第218条第2項）

(1) 電磁的記録に係る証拠の収集方法としては、電子計算機やこれに付属する記録媒体等を差し押さえることが考えられるが、コンピュータ・ネットワークが高度に発展した今日においては、電子計算機で処理すべき電磁的記録を、ネットワークを利用することにより、物理的に離れた様々な場所の記録媒体に保管することが、極めて容易になるとともに、一般化している。

そのため、証拠として必要な電磁的記録が記録されている記録媒体を特定することが困難な場合も多く、仮にこれを特定することができたとしても、様々な場所にある多数の記録媒体について差押えを行わなければならないなど、電子計算機等を差し押さえる方法だけでは、証拠収集の目的を達成できないことも多いと考えられる。

そこで、差押対象物が電子計算機であるときは、当該電子計算機にネットワークで接続している他の記録媒体に記録されている電磁的記録を当該電子計算機等に複写した上、これを差し押さえるという制度（以下「接続媒体からの複写」という。）が導入されたものであり、その概要

は以下のとおりである。

- (2) 接続媒体からの複写をすることができるのは、「差し押さえるべき物が電子計算機であるとき」である(第99条第2項, 第218条第2項)。ここにいう「電子計算機」の意義は、刑法上のそれと同様であり、自動的に計算やデータ処理を行う電子装置のことをいう。パーソナル・コンピュータ等のほか、このような機能を有するものであれば、携帯電話等もこれに当たり得る。

複写の対象となる記録媒体は、差押対象物たる電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体のうち、「当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるもの」である(第99条第2項, 第218条第2項)。

これに当たり得るものとしては、例えば、リモートストレージサーバに電磁的記録を保管している場合における当該サーバや、メールサーバに電子メールを保管している場合における当該サーバ、LANで接続されたファイルサーバに電磁的記録を保管している場合における当該サーバなどが考えられる。

「当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録」とは、当該電子計算機を用いて作成・変更した電磁的記録を指し、「当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録」とは、他の電子計算機で作成されたものの、差押対象物たる電子計算機でも変更・消去する権限が認められている電磁的記録を指すが、単に技術的に変更・消去が可能な状態であるに過ぎない場合は含まれない。

それらの電磁的記録を「保管するために使用されていると認めるに足りる状況にある」とは、当該電子計算機の使用状況等に照らし、その記録媒体がそれらの電磁的記録を保管するために使用されている蓋然性があることを意味する。

実際に複写の対象となる記録媒体は、このような要件を満たすもののうち、「その電磁的記録を複写すべきものの範囲」(第107条第2項, 第219条第2項)として令状に記載されたものに限られる。

- (3) 接続媒体からの複写をするためには、(搜索)差押許可状において、

複写の対象となる領域、すなわち「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」を記載した令状が必要であり（第107条第2項、第219条第2項）、逮捕の現場において無令状ですることはできない。

4 保全要請（第197条第3から第5項まで）

- (1) コンピュータ・ネットワーク等を利用した犯罪の捜査においては、その匿名性ゆえに、犯人の特定等のため通信履歴を確保することが極めて重要である。

しかしながら、通信履歴は、一般に短期間で消去される場合が多いことから、捜査に必要な通信履歴については、プロバイダ等の保管者に対し、これを消去しないよう求めて、迅速に保全する必要性が大きい。

そのため、現在においても、捜査実務では、差押許可状の発付を受ける前の段階において、このような通信履歴の任意の保全を求めている場合があるが、通信履歴は、通信の当事者の利益にも関わるものであり、その保全を求める法律上の根拠を明確にしておくことが望ましい。

そこで、保全要請に関する規定が新設されたものであり、その概要は以下のとおりである。

- (2) 保全要請を行うことができるのは、通信履歴の電磁的記録について「差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるとき」である（第197条第3項前段）。

また、保全要請の主体は、その必要性の判断を適切に行い得る者に限定するという観点から、差押許可状又は記録命令付差押許可状の請求主体と同じく、「検察官、検察事務官又は司法警察員」に限られている（同項前段）。

保全要請の相手方となり得るのは、「電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者」と「自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者」である（同項前段）。前者は、例えば、プロバイダ等の通信事業者等がこれに当たり、後者は、例えば、LANを設置している会社、官公庁、大学等がこれに当たる。

保全要請の対象となり得るのは、「その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録」である（同項前段）。相手方が「その業務上記録している電気通信」の通信履歴に

限られ、保全要請の時点でいまだ記録されていないものは含まれない。
また、「通信履歴」とは、通信に関わる事項のうち、通信内容を除くものをいう。例えば、電気通信の送信先、送信元、通信日時等がこれに当たる。

保全要請は、そのような通信履歴の電磁的記録のうち「必要なものを特定し」、「30日を超えない期間を定めて」行う（同項前段）。「30日」は飽くまで上限であり、個々の事案ごとに、必要と見込まれる期間を定めることが必要である。

保全期間は延長が可能である。延長の回数に制限はないが、1回当たりの延長期間は「30日を超えない範囲内」でなければならない。また、保全期間は通じて60日を超えることができない（同条第4項）。延長の要件は、「特に必要があるとき」であり、その延長をするときまでに定められている保全期間では、その保全要請の対象となる通信履歴の電磁的記録の差押え又は記録命令付差押えをすることが困難であり、その差押え又は記録命令付差押えをするためには保全期間を延長する必要性が特に高いことを意味する。

保全要請は「書面」で行うこととされている（同条第3項前段）。保全期間の延長や保全要請の取消しについては、法律上は書面で行うこととはされていないが、これらの処分を行ったことを明確にしておくため、書面によることが望ましい。

保全要請は、要請を受けた相手方に対し、通信履歴の電磁的記録の保全を法的に義務付けるものである。もともと、相手方がこれを拒否したとしても、刑罰等の制裁規定はない。

- (3) 保全要請又は捜査関係事項照会（第197条第2項）を行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができることとされた（同条第5項）。

保全要請及び捜査関係事項照会は、それらの性質上、捜査の初期段階に行うことが多く、密行性が強く求められる場合が多いと考えられることから、その相手方に対し、法律上秘密保持の義務を負わせる必要があると考えられる。

それと同時に、この点に関する明文上の規定を置くことにより、例えば、プロバイダ等がその顧客等から保全要請に関する事項について問われても、これに答える義務がないことを法律上明らかにすることが可能

となる。

そこで、保全要請に関する規定と併せて、秘密保持の要請に関する規定も新設されたものである。

秘密保持の要請は、相手方に対し、みだりに保全要請又は捜査関係事項照会に関する事項を漏らしてはならない法的義務を負わせるものである。もともと、相手方がこれに応じなかったとしても、刑罰等の制裁規定はない。

5 電磁的記録に係る記録媒体についての差押状の執行を受ける者等に対する協力要請（第111条の2、第142条）

- (1) 電磁的記録に係る記録媒体の差押え等を行うに当たっては、例えば、コンピュータ・システムの構成、システムを構成する個々の電子計算機の役割・機能、操作方法、セキュリティの解除方法、差し押さえるべき記録媒体や必要な電磁的記録が記録されているファイルの特定方法等について、技術的・専門的な知識が必要な場合が多いことから、差押状の執行をする者等があらゆる面で自力執行することは困難な場合が多く、また、被処分者の業務や無関係な第三者の利益の保護の面からも適当でないことがある。

したがって、電磁的記録に係る記録媒体の差押え等に当たっては、これらについて最も知識を有すると思われる被処分者の協力を得ることが必要であると考えられるが、被処分者の中には、当該記録媒体に記録されている電磁的記録について権限を有する者との関係で、これを開示しない義務を負っている者もあることから、差押状の執行をする者等に協力することができる法的根拠を明確にしておくことが望ましい。

そこで、協力要請に関する規定が新設されたものであり、その概要は以下のとおりである。

- (2) 協力要請を行うことができるのは、「差し押さえるべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるとき」（第111条の2前段）と、検証すべき物が電磁的記録に係る記録媒体であるとき（第142条において第111条の2が準用されている。）である。

協力要請の相手方となり得るのは、「処分を受ける者」（第111条の2前段）、すなわち、捜索であれば捜索を受ける者、差押えであれば差押えを受ける者である。

要請し得る協力の内容については、「電子計算機の操作その他の必要

な協力」とされている。その内容は、個々の事案に応じて様々であるが、例えば、コンピュータ・システムの構成やシステムを構成する個々の電子計算機の役割・機能・操作方法を説明すること、差し押さえるべき記録媒体や複写すべき電磁的記録が記録されているファイルを指示することなどが考えられる。

協力要請は、相手方に対し、協力を法的に義務付けるものである。もっとも、相手方が協力を拒否したとしても、刑罰等の制裁規定はない。

6 電磁的記録の没収（第498条の2）

- (1) 電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい（刑法第7条の2）、一定の記録媒体上に情報ないしデータが記録、保存されている状態を表す概念であるところ、電磁的記録は、このように、常に、有体物である記録媒体上に記録、保存されている状態で存在するものであるから、その没収は、刑法上認められている文書偽造における偽造部分の没収と同様に、有体物の一部の没収として行うことが可能であると考えられるが、偽造部分の没収については第498条に規定があるのに対し、電磁的記録の没収については、従前これに相当する規定が設けられていなかった。

そこで、同条と同趣旨の規定として、没収された電磁的記録等に係る記録媒体を返還等する場合には、当該電磁的記録を消去等しなければならない旨の規定が新設された（第498条の2）。

- (2) 被告人以外の者が排他的に管理・処分する権利を有する電磁的記録については、電磁的記録自体は所有権の対象とはならず、従前の刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和38年法律第138号。以下「応急措置法」という。）では「被告人以外の者の所有に属する物」の没収手続についてしか規定されていなかった。しかし、被告人以外の者が排他的に管理・処分する権利を有する電磁的記録の没収手続において、その権利者の権利利益を保護する必要があることから、応急措置法が改正され、「被告人以外の者に帰属する電磁的記録は、その者の所有に属するものとみなす。」との条文が追加された（応急措置法第1条の2）。

改正後の応急措置法において電磁的記録がある者に「帰属する」とは、その者が当該電磁的記録を排他的に管理・処分する権限を有しているこ

とをいう。通常、電磁的記録は、その記録媒体の正当な管理者に帰属している場合が多いが、例えば、電子メールのメールサーバに記録されている電子メールの電磁的記録がメールサーバの管理者ではなく、電子メールの利用者に帰属していると考えられる場合など、電磁的記録の記録媒体の利用形態によっては、記録媒体の管理者以外の者に電磁的記録が帰属している場合もある。

7 第三者所有物の没収手続に関する公告方法の改正について

- (1) 改正前の応急措置法では、第三者所有物の没収手続に関する公告方法について、原則として官報及び新聞紙への掲載並びに検察庁の掲示場への14日間の掲示を行うことを義務付け、没収すべき物の価額が5,000円に満たないことが明らかな場合にのみ、検察庁の掲示場への掲示で足りるものとされていた（改正前の応急措置法第2条2項）。
- (2) しかし、この第三者所有物の没収手続に関する公告方法については、①押収物の還付に関する公告方法が政令（押収物還付公告令）で定められていること、②押収物還付公告令が規定する公告方法が、検察庁等の掲示場に14日間掲示する方法を原則とし、必要があるときは官報に掲載する方法を併せて行うことができる（同政令第2条第1項）とされていることとの均衡を図る必要があった。

また、応急措置法が制定された昭和38年当時と現在とでは、経済状況が大きく変動し、所得水準や消費者物価も上昇しているため、5,000円という没収すべき物の価額による基準の合理性が失われているところ、今後も、時代に即した適切な公告方法を選定する機動性確保の必要性が認められた。

さらに、今回の改正により、没収に係る電磁的記録についても応急措置法が適用される（応急措置法第1条の2）場合が生じるところ、電磁的記録については、そもそも価額の算定が困難であり、従来の価額を基準とした公告方法の選定では運用に支障を来すことから、電磁的記録の性質に応じた公告方法の選定手続を定める必要があった。

以上のように、第三者所有物の没収手続に関する公告方法について見直しを行う必要性が認められたことから、時代に即した適切な公告方法を機動的に選定し得るよう、応急措置法第2条第2項が改正され、その公告方法については、政令で定めることとされた（応急措置法第2条第2項）。

- (3) これを受けて、応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令が制定され、第三者所有物の没収手続に関する公告方法については、検察庁の掲示場に14日間掲示する方法を原則とし、必要があるときは、官報又は新聞紙に掲載する方法を併せて行うことができることとされ、その公告方法の選定に当たっては、価額による基準等の画一的な選定方法は設けられず、検察官がその裁量により事案に応じた適切な公告方法を選定することとなった。

なお、同政令では、付加的な公告方法として新聞紙公告が選択肢として残され、この点、付加的な公告方法を官報公告のみとしている押収物還付等公告令と異なる。これは、押収物の還付の場合には、受還付人が押収手続に関わるなど、当該証拠品が押収されていることを認識しているのが通常であるのに対し、第三者所有物の没収の場合には、当該第三者が押収手続に関わらないことが多いと想定され、当該第三者の権利を保護する観点からより手厚い公告方法をとる必要がある場合があることから、新聞紙公告の方法も選択肢として残されたものである。

8 押収物還付公告令の一部改正について

- (1) 前記1、(5)記載のとおり、電磁的記録の被差押者が所在不明等の事情により、原状回復としての交付又は複写（第123条第3項（第222条第1項において準用する場合を含む。））ができないときは、第499条の2第1項による公告をしなければならず、公告の日から6か月以内に交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しないこととされた（同条第2項）ところ、その公告の方法は、同条第1項が準用する第499条第1項により、政令で定められるものとされた。

そこで、押収物還付公告令が一部改正され、題名が「押収物還付等公告令」に改められるとともに、差し押さえられた電磁的記録に係る記録媒体の交付又は当該電磁的記録の複写に関する公告（以下「電磁的記録に係る公告」という。）の方法として、電磁的記録に係る公告の公告事項が定められた（押収物還付等公告令第3条第3項及び第4項）。

- (2) 電磁的記録に係る公告の公告事項については、従来の押収物の還付に関する公告における公告事項と同様の公告事項に加え、「交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項」（同政令第3条第3項第6号及び第4項第6号）も公

告すべき事項とされた。

9 国際捜査共助としての保全要請、記録命令付差押え等

外国の要請に基づく共助に必要な証拠の収集についても、刑法等一部改正法によって新たに加わった電磁的記録に係る証拠の収集方法を採用することが可能となっており、新設された保全要請及び記録命令付差押えも行い得ることとされている（国際捜査共助等に関する法律第8条第1項第6号、第2項、第13条）。

また、共助に必要な証拠の収集に関し、照会又は保全要請を行う場合においても、秘密保持の要請（第197条第5項）を行い得ることとされている（国際捜査共助等に関する法律第8条第1項第5号、第6号、第13条）。

第2 運用上の留意事項

1 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備

(1) （搜索）差押調書等の記載について

第110条の2の処分を行った場合については、（搜索）差押調書（事件事務規程（昭和62年12月25日法務省刑総訓第1060号）様式第79号、第80号、第85号及び第86号）の作成において、「6（搜索）差押えの経過」欄に複写、印刷又は移転の処分を行ったこと及びその処分の経過を記載する必要がある。

また、第110条の2の処分を行った場合には、（搜索）差押許可状に記載された「差し押さえるべき物」以外の物を差し押さえることになるから、押収品目録（事件事務規程様式第78号）の備考欄にも第110条の2の処分を行った旨を記載する必要がある。

押収品目録は、令状の被執行者にも交付するものであるから、第110条の2の処分を行った場合、可能であればどのような電磁的記録を複写等したのかについて、例えば複写等を行ったファイル名やフォルダ名などで特定することが望ましいが、（搜索）差押え時の具体的状況や複写等を行ったファイルが膨大にある場合などにおいては、例えば「差し押さえるべきパーソナルコンピュータ（A社製XYZ-000）に記録された電磁的記録を複写したもの」等の概括的記載になることもやむを得ない。

(2) 押収品目録の交付について

押収品目録については、押収品の所有者、所持者又は保管者に対してこれを交付するだけでなく、第110条の2の処分を受けた者に対しても交付する必要があるとされている(第120条)ので留意されたい。

(3) 電磁的記録に係る権利放棄書の取得について

第110条の2により移転の処分を行った場合のうち、差押えを受けた者と電磁的記録の移転先の記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なる場合については、原状回復措置として、交付又は複写の許可(第123条第3項)を行う必要があるが、差押えを受けた者が当該電磁的記録は不要である旨を明らかにし電磁的記録に関する権利を放棄したときは、交付又は複写の許可を行う必要はない。

したがって、上記の場合において、差押えを受けた者が電磁的記録に関する権利を放棄したときは、「電磁的記録に係る権利放棄書」(証拠品事務規程(平成2年3月30日法務省刑総訓第287号)様式第28号の2)を徴し、交付又は複写の許可が不要であることを明らかにされたい。

2 記録命令付差押え

(1) 記録命令付差押許可状請求について

記録命令付差押えを行うためには、記録命令付差押許可状が必要であるが、同令状の請求に際しては、①電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者、②記録させ又は印刷させるべき電磁的記録、③請求者の官公職氏名、④被疑者又は被告人の氏名、⑤罪名及び犯罪事実の要旨、⑥7日間を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由、⑦日出前又は日没後に記録命令付差押えをする必要があるときは、その旨及び事由を記載した記録命令付差押許可状請求書(事件事務規程様式第76号の2)を提出する必要がある(刑事訴訟規則第155条第1項)。

記録命令付差押許可状においては、差し押さえるべき物を特定する必要はなく、令状請求書の記載事項ともされていない。

⑦の夜間執行の許可を求める場合には、記録命令付差押えは「記録命令」と「差押え」の二段階に分かれているから、「記録命令」又は「差押え」の一方についてのみ夜間執行の許可が必要なのか、それとも「記録命令」と「差押え」の双方に夜間執行の許可が必要なのかを明らかにする必要がある。

①の「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」及び②の「記録

させ又は印刷させるべき電磁的記録」の記載例は別紙1のとおりであるので参考にされたい。

(2) 押収品目録の交付について

記録命令付差押えを行った場合、押収物の所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代わるべき者に押収品目録を交付する必要がある(第120条)、記録等をした記録媒体を被差押者が用意した場合、被差押者に押収品目録を交付する必要がある。

また、記録等をした記録媒体を捜査機関が用意した場合であっても行った処分の内容を明らかにし、当該捜査の終了を宣言するため、被処分者に対して押収品目録を交付する必要がある。

3 電気通信回線で接続している記録媒体からの複写

(1) 令状請求について

上記第1, 3, (3)記載のとおり、接続媒体からの複写を行うためには(捜索)差押許可状において、複写の対象となる領域、すなわち「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」が明示されていることが必要であることから、接続媒体からの複写を必要とするときは、(捜索)差押許可状の請求に際して「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」を明らかにする必要がある(刑事訴訟規則第155条第1項第6号)。これに伴い、事件事務規程が改正され、差押・捜索・検証許可状請求書(様式第76号)が改められた。

なお、「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」の記載例は別紙2のとおりであるので参考にされたい。

(2) 疎明資料について

接続媒体からの複写の請求を行う場合において刑事訴訟規則上求められる疎明資料は、「被疑者又は被告人が罪を犯したと思料されるべき資料」であるが(刑事訴訟規則第156条第1項)、接続媒体からの複写を行う必要性や複写すべき範囲の特定に関する疎明資料をも提出する必要があると解される。もともと、企業規模などから社内LANが構築されている蓋然性が認められ、さらに、LANや電子メールなどの普及状況や一般的な使用状況からLANや電子メールなどに関して接続媒体が

らの複写を行う必要性が認められる場合も少なくないと考えられる。

接続媒体からの複写の必要性については、電子計算機自体の差押えの必要性とは別個に判断されるものであるから、差し押さえるべき電子計算機が複数ある場合においては、どの範囲の電子計算機（一の電子計算機について複数の使用者がいる場合には、どの範囲の使用者）に関して接続媒体からの複写を行う必要があるのかについても、疎明資料を提出する必要があると解される。

(3) (搜索) 差押調書の記載について

(搜索) 差押えに際して、接続媒体からの複写を行った場合には、(搜索) 差押調書（事件事務規程様式第79号、第80号、第85号及び第86号）の作成においては「6 (搜索) 差押えの経過」欄に接続媒体からの複写の処分を行った旨及びその経過についても記載する必要がある。

また、接続媒体からの複写を行った場合には、押収品目録中の備考欄などにおいてその旨を明らかにする必要がある。この場合、複写を行った電磁的記録が保管されていた場所についても、「〇〇が管理しているファイル保管用サーバ」、「〇〇社WANシステムにおけるファイル保管用サーバ」、「〇〇〇〇のID及びパスワードでアクセスしたメールサーバ」などできるだけ具体的に記載することが望ましいが、事案によっては、「符〇ー〇のパーソナルコンピュータと電気通信回線で接続されたファイル保管用サーバに保管されている電磁的記録を複写したもの」程度の記載でもやむを得ないと解する。

4 保全要請

保全要請について、法律上書面を用いることが求められているのは保全要請を行う場面についてのみであるが、保全を求めた期間を延長する場合及び保全要請を取り消す場合についても、書面によることを励行すべきである。これらの手続を書面で行う場合には、事件事務規程において定められている様式を使用することとされたい（事件事務規程様式第20号の3及び第20号の4）。

5 電磁的記録の没収

被告人以外の者に属する電磁的記録を没収するためには第三者所有物の没収手続を経る必要があるが、電磁的記録が帰属する者が応急措置法第1条の2により所有とみなされる権利を放棄したときは、第三者所有物の没

取手続を経る必要がなくなることから、その旨を明らかにするために、「電磁的記録に係る権利放棄書」（証拠品事務規程様式第28号の2）を徴しておく必要がある。

6 第三者所有物の没収手続に関する公告方法の改正について

前記第1, 7記載のとおり、本改正により、第三者所有物の没収手続に関する公告方法の選択について、検察官の裁量が認められたところではあるが、本改正の趣旨に鑑み、その運用が恣意的になされたり、必要以上に入念的となることのないよう留意されたい。応急措置法第二条第二項の規定による公告の方法を定める政令の運用上特に留意を要する事項は、次のとおりである。

(1) 「必要があるとき」について

同政令ただし書に規定される「必要があるとき」とは、具体的には、事件の内容、当該証拠品の価額又は性質その他の事情を総合的に考慮して、第三者の権利を保護する観点からより手厚い公告をする必要がある場合をいう。

ア 「事件の内容」とは、没収に係る当該証拠品の前提となる事件の地域的な規模や、想定される第三者が当該検察庁の管轄区域内に存在する蓋然性などをいう。

例えば、当該事件が全国的規模で敢行された組織的な事件であり、かつ、当該第三者が当該検察庁の管轄区域内に存在しないことが明白である場合は、掲示公告のみでは、当該第三者がこれを閲覧する可能性が極めて低く、第三者の権利を保護する上では不十分と考えられることから、官報公告又は新聞紙公告（以下「官報公告等」という。）を併用して行うことが適当と考えられる。

イ 「証拠品の価額又は性質」を考慮するとは、当該証拠品の価額や性質を考慮して、当該証拠品の没収が第三者の生活に著しく重大な影響を与えると考えられるか否かを考慮することをいう。

例えば、高額の現金や高価な貴金属などは、その価額から、没収されると第三者の生活に著しく影響を与えると考えられ、掲示公告のみでは、第三者の権利を保護する上で不十分と考えられることが多いと思われる。また、価額の算定が困難であっても、重要美術品、仏像、遺骨、遺品、家系図等由緒ある物品などについては、その性質から、没収されると第三者の生活に著しく影響を与えると考えられ、掲示公

告のみでは足りないと思われる場合があると思われる。

考慮すべき価額について、画一的な基準を設けることは、今回の改正の趣旨に照らし相当ではないが、現在の所得水準、生活水準及び消費者物価等を考慮すれば、没収に係る証拠品の価額がおおむね10万円を超えるような場合には、第三者の生活にとって著しく重大な影響を与える可能性が高いといえる。

もっとも、証拠品の価額が高額であっても、官報公告等を行うことで、正当な権利を有しない者が、第三者として名乗り出るなどかえって弊害が生じることも否定し得ない。よって、官報公告等を併せて行うかの検討に当たっては、価額のみならず、第三者が当該検察庁の管轄区域内に生活するものであることが明白であるか、官報公告等を行うことによる弊害がないかなど、事件の内容その他の事情も考慮して判断されたい。

ウ 「その他の事情」とは、事件の内容、証拠品の価額又は性質以外の事情であって、併せて官報公告等を行うことにより第三者の権利を保護する効果を更に期待できる見込みがある事情をいう。

(2) 新聞紙公告の選定について

新聞紙公告は、その保護すべき権利が特に重要であって、かつ、公告の効果を期待し得る見込みがある場合に限り行うこととする。

例えば、証拠品の価額が極めて高額であるなど、第三者の権利保護に特に意を用いる必要があると認められる事案では、新聞紙公告を行うことも検討すべきである。

7 押収物還付等公告令について

押収物還付等公告令の運用上特に留意を要する事項は、次のとおりである。

(1) 押収した記録媒体に記録されている電磁的記録について、交付又は複写の許可を行うときは、検察官は、当該記録媒体の所有権放棄の有無等を検討した上、交付又は複写の許可の決定をするところ（第123条第3項（第222条第1項において準用する場合を含む。）、電磁的記録に係る公告をする場合にも、あらかじめ交付又は複写の許可のいずれかを行うかを決定した上、それに沿って交付公告又は複写公告のいずれかを行うことを証拠品係事務官に指揮されたい。

(2) 「品名及び数量」（押収物還付等公告令第3条第3項第4号及び第4

項第4号)について

ここにいう「品名及び数量」は、押収物の還付に関する公告と同様に、領置票等に記載された証拠品の品名及び数量をいい、CD-Rなどの記録媒体の品名及び数量がこれに当たることになる。

- (3) 「交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項」(押収物還付等公告令第3条第3項第6号及び第4項第6号)について

この「電磁的記録を特定するに足りる事項」については、対象となる電磁的記録の名称、数量や当該電磁的記録が保存されていた記録媒体と被差押者の関係などが個々の事案ごとに異なることから、個別具体的な事情に基づき、被差押者が当該電磁的記録が公告の対象になっていることを把握できる内容を検討の上記載すべきである。

具体的には、当該電磁的記録の種類・内容(文書ファイル、PDFファイルなど)、ファイル名、作成日時などから判断できる事項及び差押えの際に当該電磁的記録が記録されていた記録媒体を特定するに足りる事項(記録媒体の種類、メーカー名、設置場所等)などの情報を、個々の事案に応じて組み合わせて記載することになる。

そして、多くの場合は、当該電磁的記録名と当該電磁的記録が記録されていた記録媒体によって特定する(パーソナルコンピュータ(品名・設置場所)に保存されていた電磁的記録(〇〇と題するファイル)など)ことが適当な場合が多いと思われる。これは、移転により差し押さえられた電磁的記録については、その電磁的記録が保存されている記録媒体は捜査機関が用意したものである場合があることから、被差押者にとっては、公告時に当該電磁的記録が記録されている記録媒体(これは、前記のとおり「品名及び数量」で記載されることになる。)の品名を示すことに加え、差押え時に当該電磁的記録が記録されていた記録媒体の品名を示すことが、公告の対象である電磁的記録の特定に資すると考えられるからである。

8 国際捜査共助としての保全要請、記録命令付差押え等

国際捜査共助等に関する法律第13条において、共助に必要な証拠の収集に関し、検察官、検察事務官又は司法警察職員のする処分については、その性質に反しない限り、刑事訴訟法の規定を準用することとされており、捜査共助における電磁的記録に係る証拠収集についても、その性質に反し

ない限り、関連する刑事訴訟法の規定が準用される。

このため、留意事項は、上記第2、1から4までに同じであり、これらを参照されたい。

捜査共助としての電磁的記録に係る証拠収集手続に必要な書面の様式については、本日付け法務省刑国訓第1号大臣訓令「国際捜査共助等に関する法律に関する書式例の一部を改正する訓令」により新たに定められているので活用されたい。

第3 保全要請についての参議院法務委員会への報告について

保全要請については、後記第4記載の参議院法務委員会の附帯決議において、保全要請の件数等を、当分の間、参議院法務委員会に報告することを求められている。

第4 参議院法務委員会における附帯決議について

本法の国会審議に際し、別紙3のとおり、参議院法務委員会において附帯決議がなされているので、捜査等に当たっては留意されたい。

第5 その他

今回の改正に伴い、事件事務規程の一部を改正する訓令（平成24年6月14日法務省刑総訓第4号）及び証拠品事務規程の一部を改正する訓令（平成24年6月14日法務省刑総訓第5号）が発せられ、本年6月22日から施行されることとなったので、留意されたい。

「記録命令付差押許可状請求書」記載例

第1 「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」の記載例

1 名宛人が個人である場合

- (1) 「株式会社A代表取締役甲野太郎又はこれに代わるべき者」
- (2) 「株式会社A総務部長乙野次郎又はこれに代わるべき者」
- (3) 「株式会社A大阪支店長丙山三郎又はこれに代わるべき者」

2 名宛人が法人である場合

- (1) 「株式会社A」
- (2) 「株式会社A（代表取締役B）」
- (3) 「東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

株式会社A」

※ 同名の会社が存在するなどの理由から(1)の方法のみでは、会社が特定できない、他の会社と混同するおそれがあるような場合は(2)又は(3)の方法を用いる

- (4) 「株式会社A大阪支店」

第2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

1 携帯電話の通話履歴

「電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇番の平成25年1月1日から同年3月31日までの携帯電話の通話履歴（通話日時、通話時間、通話先、発信地）」

2 携帯電話の電子メールの通信履歴

「電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇番の携帯電話によって送受信された平成25年1月1日から同年3月31日までの電子メールの通信履歴（送受信の日時、送信元・送信先のメールアドレス）」

※ 「電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇番の携帯電話によって送受信された」については、事案に応じ、「メールアドレスa b c@ d e f. c o. j pによって送受信された」などとメールアドレスによって特定する。

3 インターネットサイトへの接続履歴

「平成25年1月1日から同年6月30日までのwebサイト『http :

『／／a b c／d e f／』への接続履歴（接続日時，接続元IPアドレス，接続元ホスト名，接続元ID）」

4. Webページの更新履歴

「平成25年1月1日から同年6月30日までのwebページ『http：／／a b c／d e f／g h i. h t m l（h t m）』の更新記録（更新日時，接続元IPアドレス）」

5 アップロードされたwebページデータを含むサイトデータ

「平成25年4月1日午前9時30分にID『x y z 1 2 3』によってアップロードされたwebページ『http：／／a b c／d e f／g h i. h t m l（h t m）』を含むサイト内データ」

6 電子メールの送受信履歴

「メールアドレス『a b c@d e f. c o. j p』によって送受信された平成25年1月1日から4月30日までの電子メールの通信履歴（送受信の日時，送信元・送信先のメールアドレス）」

7 送受信された電子メールの内容・添付ファイル

「メールアドレス『a b c@d e f. c o. j p』によって，平成25年1月1日以降に送受信された電子メールのメール本文（標題を含む。）及び添付ファイル」

8 電子メールの送受信履歴・内容・添付ファイル

「メールアドレス『a b c@d e f. c o. j p』によって，平成25年1月1日以降に送受信された電子メールの通信履歴（送受信の日時，送信元，送信先のメールアドレス），メール本文（標題を含む。）及び添付ファイル」

刑事訴訟法第219条第2項の「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」の記載例

※ 第1から第4は、差し押さえるべき物が「本件に関連するパーソナルコンピュータ」の場合で、第5は、差し押さえるべき物が「本件に関連する携帯電話」の場合

第1 電子メールの場合

1 差し押さえるべき電子計算機にインストールされているメーラーのアカウントで特定する場合

- (1) 差し押さえるべきパソコンのうち、特定のパソコンからのみ刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

(差し押さえるべきパーソナルコンピュータのうち甲野太郎が使用するパーソナルコンピュータについて)

「メールサーバの記録領域であって、甲野太郎が使用するパーソナルコンピュータにインストールされているメーラーに記録されているアカウントによりアクセス可能な記録領域」

- (2) 差し押さえるべきパソコン全てについて、刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

「メールサーバの記録領域であって、差し押さえるべきパーソナルコンピュータにインストールされているメーラーに記録されているアカウントによりアクセス可能な記録領域」

2 特定に際してインストールという概念を用いないで特定する場合

- (1) 差し押さえるべきパソコンのうち、特定のパソコンからのみ刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

(差し押さえるべきパーソナルコンピュータのうち甲野太郎が使用するパーソナルコンピュータについて)

「メールサーバの記録領域であって、甲野太郎のアカウントによりアクセス可能な記録領域」

- (2) 差し押さえるべきパソコン全てについて、刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

「メールサーバの記録領域であって、差し押さえるべきパーソナルコンピュータの使用者のアカウントによりアクセス可能な記録領域」

3 WebメールについてID、パスワードで特定する場合

- (1) 差し押さえるべきパソコンのうち、特定のパソコンからのみ刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

(差し押さえるべきパーソナルコンピュータのうち甲野太郎が使用するパーソナルコンピュータについて)

「Web メールサービスのサーバの記録領域であって、甲野太郎のID及びパスワードによりアクセス可能な記録領域」

※ 「甲野太郎のID及びパスワード」に代えて「甲野太郎のアカウント」としてもよい

- (2) 差し押さえるべきパソコン全てについて、刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

「Web メールサービスのサーバの記録領域であって、差し押さえるべきパーソナルコンピュータの使用者のID及びパスワードによりアクセス可能な記録領域」

※ 「使用者のID及びパスワード」に代えて「使用者のアカウント」としてもよい

4 Webメールについて、ブラウザへの記録等で特定する場合

- (1) 差し押さえるべきパソコンのうち、特定のパソコンの、特定の利用者についてのみ刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

(差し押さえるべきパーソナルコンピュータのうち甲野太郎が使用するパーソナルコンピュータについて)

「Web メールサービスのサーバの記録領域で、甲野太郎が使用するパーソナルコンピュータにインストールされているインターネット・ブラウザに記録されている同人によるアクセスに係るURL又は同人のアクセス履歴に係る記録領域」

- (2) 差し押さえるべきパソコンのうち、特定のパソコンからのみ刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

(差し押さえるべきパーソナルコンピュータのうち甲野太郎が使用するパーソナルコンピュータについて)

「Web メールサービスのサーバの記録領域で、甲野太郎が使用するパーソナルコンピュータにインストールされているインターネット・ブラウザに記録されているサーバの URL 又はそのサーバへのアクセス履歴に係る記録領域」

- (3) 差し押さえるべきパソコン全てについて、刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

「Web メールサービスのサーバの記録領域で、差し押さえるべきパーソナルコンピュータにインストールされているインターネット・ブラウザに記録されているサーバの URL 又はそのサーバへのアクセス履歴に係る記録領域」

5 上記1から4全てを含む特定方法

- (1) 差し押さえるべきパソコンのうち、特定のパソコンからのみ刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

(差し押さえるべきパーソナルコンピュータのうち、甲野太郎が使用するパーソナルコンピュータについて)

「メールサーバの記録領域のうち下記のいずれかに該当するもの

- 1 甲野太郎が使用するパーソナルコンピュータにインストールされているメーラーに記録されているアカウントによりアクセス可能な記録領域
- 2 甲野太郎が使用するパーソナルコンピュータにインストールされているインターネット・ブラウザに記録されているサーバのURL又はそのサーバへのアクセス履歴に係る記録領域
- 3 甲野太郎のID及びパスワードによりアクセス可能な記録領域」

※ 「甲野太郎のID及びパスワード」に代えて「甲野太郎のアカウント」としてもよい

- (2) 差し押さえるべきパソコン全てについて刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

「メールサーバの記録領域のうち下記のいずれかに該当するもの

- 1 差し押さえるべきパーソナルコンピュータにインストールされている
メーラーに記録されているアカウントによりアクセス可能な記録領域
- 2 差し押さえるべきパーソナルコンピュータにインストールされている
インターネット・ブラウザに記録されているサーバのURL又はその
サーバへのアクセス履歴に係る記録領域
- 3 差し押さえるべきパーソナルコンピュータの使用者のID及びパスワ
ードによりアクセス可能な記録領域」

※ 「使用者のID及びパスワード」に代えて「使用者のアカウント」としてもよい

第2 リモートストレージサービスの場合

1 URLやアクセス履歴の記録で特定する場合

- (1) 差し押さえるべきパソコンのうち、特定のパソコンの、特定の使用者についてのみ刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

(差し押さえるべきパーソナルコンピュータのうち乙山次郎が使用するパーソナルコンピュータについて)

「リモート・ストレージ・サービスのサーバの記録領域で、乙山次郎が使用するパーソナルコンピュータにインストールされているインターネット・ブラウザに記録されている同人によるアクセスに係るサーバのURL又は同人のアクセス履歴に係る記録領域」

- (2) 差し押さえるべきパソコンのうち、特定のパソコンからのみ刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

(差し押さえるべきパーソナルコンピュータのうち乙山次郎が使用するパーソナルコンピュータについて)

「リモート・ストレージ・サービスのサーバの記録領域で、乙山次郎が使用するパーソナルコンピュータにインストールされているインターネット・ブラウザに記録されているサーバのURL又はそのサーバへのアクセス履歴に係る記録領域」

- (3) 差し押さえるべきパソコン全てについて、刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

「リモート・ストレージ・サービスのサーバの記録領域で、差し押さえるべきパーソナルコンピュータにインストールされているインターネット・ブラウザに記録されているサーバの URL 又はそのサーバへのアクセス履歴に係る記録領域」

2 アプリケーションソフトに記録されている ID で特定する場合

- (1) 差し押さえるべきパソコンのうち、特定のパソコンからのみ刑事訴訟法第 218 条第 2 項の処分を行う必要がある場合

(差し押さえるべきパーソナルコンピュータのうち乙山次郎が使用するパーソナルコンピュータについて)

「リモート・ストレージ・サービスのサーバの記録領域であって、乙山次郎が使用するパーソナルコンピュータにインストールされているアプリケーションソフトに記録されている ID によりアクセス可能な記録領域」

- (2) 差し押さえるべきパソコン全てについて、刑事訴訟法第 218 条第 2 項の処分を行う必要がある場合

「リモート・ストレージ・サービスのサーバの記録領域であって、差し押さえるべきパーソナルコンピュータにインストールされているアプリケーションソフトに記録されている ID によりアクセス可能な記録領域」

3 パソコンへの記録という概念を用いずに特定する場合

- (1) 差し押さえるべきパソコンのうち、特定のパソコンからのみ刑事訴訟法第 218 条第 2 項の処分を行う必要がある場合

(差し押さえるべきパーソナルコンピュータのうち乙山次郎が使用するパーソナルコンピュータについて)

「リモート・ストレージ・サービスのサーバの記録領域であって、乙山次郎の ID 及びパスワードでアクセス可能な記録領域」

※ 「乙山次郎の ID 及びパスワード」に代えて「乙山次郎のアカウント」としてもよい

- (2) 差し押さえるべきパソコン全てについて、刑事訴訟法第 218 条第 2 項の処分を行う必要がある場合

「リモート・ストレージ・サービスのサーバの記録領域であって、差し押さえるべきパーソナルコンピュータの使用者のID及びパスワードでアクセス可能な記録領域」

※ 「使用者のID及びパスワード」に代えて「使用者のアカウント」としてもよい

第3 LANの場合※

※ 以下において（検索）差し押対象のコンピューターが接続しているネットワークの規模に応じて「LAN」を「WAN」、「イントラネット」、「ネットワーク」などと言い換えてもよい。

1 差し押さえるべきパソコンのうち、特定のパソコンからのみ刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

（差し押さえるべきパーソナルコンピュータのうち丙山花子を使用するパーソナルコンピュータについて）

「LAN で接続しているグループウェアサーバの記録領域であって、丙山花子の ID によりアクセスすることができ、かつ、上記パーソナルコンピュータで作成若しくは変更をした電子ファイル又は上記パーソナルコンピュータで変更若しくは消去することができることとされている電子ファイルを記録するために使用されている記録領域（〇〇課の職員がファイルを記録するために使用している領域に限る。）」

※ 括弧内は、特に、刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う領域について、アクセスできる領域のうち、特定の領域に限定する場合の例

2 差し押さえるべきパソコン全てについて、刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

「LAN で接続しているグループウェアサーバの記録領域であって、差し押さえるべきパーソナルコンピュータの使用者の ID によりアクセスすることができ、かつ、上記パーソナルコンピュータで作成若しくは変更をした電子ファイル又は上記パーソナルコンピュータで変更若しくは消去することができることとされている電子ファイルを記録するために使用されている記録領域（〇〇課の職員がファイルを記録するために使用している領域に限る。）」

※ 括弧内は、特に、刑事訴訟法第218条第2項の処分をおこなう領域について、アクセスできる領域のうち、特定の領域に限定する場合の例

第4 Web ページの場合

- 1 差し押さえるべきパソコンのうち、特定のパソコンからのみ刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

(差し押さえるべきパーソナルコンピュータのうち丁川三郎が使用するパーソナルコンピュータについて)

「Web ページのコンテンツが記録されている記録領域であって、丁川三郎が使用するパーソナルコンピュータに記録されている ID によってデータをアップロードすることができる記録領域」

- 2 差し押さえるべきパソコン全てについて、刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

「Web ページのコンテンツが記録されている記録領域であって、差し押さえるべきパーソナルコンピュータに記録されている ID によってデータをアップロードすることができる記録領域」

第5 携帯電話の場合

- 1 差し押さえるべき携帯電話のうち、特定の携帯電話からのみ刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

(差し押さえるべき携帯電話のうち戊本四郎が使用する携帯電話について)

「携帯電話と接続している記録領域で、戊本四郎が使用する携帯電話宛ての留守番電話通信又は電子メールに係る記録領域」

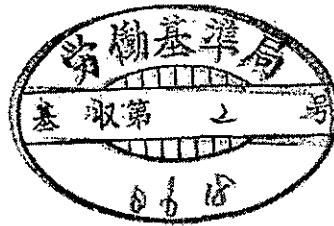
- 2 差し押さえるべき携帯電話全てについて、刑事訴訟法第218条第2項の処分を行う必要がある場合

「携帯電話と接続している記録領域で、差し押さえるべき携帯電話宛ての留守番電話通信又は電子メールに係る記録領域」

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 不正指令電磁的記録に関する罪（刑法第19章の2）における「人の電子計算機における実行の用に供する目的」とは、単に他人の電子計算機において電磁的記録を実行する目的ではなく、人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせない電磁的記録であるなど当該電磁的記録が不正指令電磁的記録であることを認識認容しつつ実行する目的であることなど同罪の構成要件の意義を周知徹底することに努めること。また、その捜査等に当たっては、憲法の保障する表現の自由を踏まえ、ソフトウェアの開発や流通等に対して影響が生じることのないよう、適切な運用に努めること。
- 二 記録命令付差押えについては、電磁的記録の保管者等に不当な負担を生じさせることのないよう十分留意するとともに、当該記録媒体を差し押さえるべき必要性を十分勘案した適切な運用に努めること。
- 三 通信履歴の保全要請については、憲法が通信の秘密を保障している趣旨に鑑み、その必要性及び通信事業者等の負担を考慮した適切な運用に努めること。
- 四 サイバー犯罪が、容易に国境を越えて行われ、国際的な対応が必要とされる問題であることに鑑み、その取締りに関する国際的な捜査協力態勢の一層の充実を図るほか、捜査共助に関する条約の締結推進等について検討すること。
- 五 本法の施行状況等に照らし、高度情報通信ネットワーク社会の健全な発展と安全対策のさらなる確保を図るための検討を行うとともに、必要に応じて見直しをすること。なお、保全要請の件数等を、当分の間1年ごとに当委員会に対し報告すること。

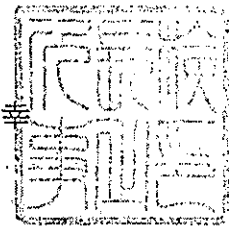


最高検企第309号

平成24年6月14日

厚生労働省労働基準局長 殿

次長検事 池 上 政 幸



「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（依頼）

標記基本書式例の一部が改正され、別添のとおり検事総長指示が発せられましたので、貴管下司法警察職員に対し伝達方お取り計らい願いたく、依頼します。

なお、改正点等は下記のとおりですので、併せて伝達願います。

記

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）の施行後、本法中、刑事訴訟法、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法等の改正規定については、平成24年6月22日から施行され、接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの導入、記録命令付差押えの新設及び電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備により、「記録命令付差押許可状請求書」、「記録命令付差押調書」、「電磁的記録に係る権利放棄書」、「交付請書」及び「複写電磁的記録請書」を追加して、「任意提出書」、「捜索・差押・検証許可状請求書」、「差押調書」、「捜索差押調書」を改正し、通信履歴の電磁的記録の保全要請の規定の整備ができることとなったことから「保全要請書」、「保全要請期間延長通知書」及び「保全要請取消書」を追加し、「捜査関係事項照会書」を改正したものである。

なお、今回改正された様式については、改正前の様式による用紙が残存し、又はシステム等により改正前の様式が出力される限り、改正前の様式にそれぞれ記載等して使用することは差し支えない。



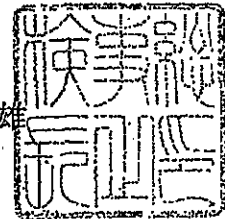
別添

最高検企第308号

平成24年6月14日

司法警察職員 殿

検事総長 笠間 治 雄



「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部改正について（指示）

平成12年3月30日付け最高検企第54号当職指示「司法警察職員捜査書類基本書式例」の一部を下記のとおり改正し、平成24年6月22日から施行します。

刑事訴訟法第193条第1項により指示します。

記

第1書式例取扱要領1中、「第58号」を「第61号」に、「所有権放棄書」の次に「電磁的記録に係る権利放棄書」を、「還付請書」の次に「交付請書、複写電磁的記録請書」を、同書式例取扱要領2中、「差押調書（甲）」の次に「記録命令付差押調書」を、「第29号」の次に「第29号の2」を加える。

第2書式例中、「様式第24号 搜索・差押・検証許可状請求書」を「様式第24号 搜索・差押・検証許可状請求書」に、「様式第29号 差押調書（甲）」

「様式第29号 差押調書（甲）」の次に、「様式第29号の2 記録命令付差押許可状請求書」

「様式第29号 差押調書（甲）」の次に、「様式第36号 所有権放棄書」を「様式第29号の2 記録命令付差押調書」

「様式第36号 所有権放棄書」の次に、「様式第37号 電磁的記録に係る権利放棄書」

「様式第37号 還付請書」を「様式第37号の2 交付請書」に改め、様式第58号の「様式第37号の3 複写電磁的記録請書」

次に「様式第59号 保全要請書」、「様式第60号 保全要請期間延長通知書」、「様式第61号 保全要請取消書」を加える。

様式第 2 1 号を次のように改める。

様式第 24 号を次のように改める。

(

(

捜索
差押許可状請求書
検証

年 月 日

裁判所

裁判官 殿

警察署

司法警察員

㊟

下記被疑者に対する 被疑事件につき、
許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名

年 月 日生 (歳)

2 差し押さえるべき物

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

7 犯罪事実の要旨

(注意) 1 被疑者の氏名、年齢又は名称が明らかでないときは、不詳と記載すること。
2 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

様式第 2 4 号の次に次の様式を加える。

記録命令付差押許可状請求書

年 月 日

裁 判 所

裁 判 官 殿

警 察 署

司法警察員

印

下記被疑者に対する 被疑事件につき、
記録命令付差押許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名

年 月 日生 (歳)

2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

4 7 日を超える有効期間を必要とするときは, その期間及び事由

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは, その旨及び事由

6 犯罪事実の要旨

(注意) 被疑者の氏名, 年齢又は名称が明らかでないときは, 不詳と記載すること。

様式第 29 号を次のように改める。

差 押 調 書 (甲)

年 月 日

警 察 署

司 法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官
の発した差押許可状を 示して、下記のとおり差押え
をした。

記

- 1 差押えの日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 差押えの場所
- 3 差押えの目的たる物
- 4 差押えの立会人(住居, 職業, 氏名, 年齢)
- 5 差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり
- 6 差押えの経過(刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は同法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には, その旨及び経過)

(注意) 1 物件の所在発見場所, 発見者, 発見の経緯等は, できるだけ具体的に差押えの経過欄に記載すること。
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは, その理由を付記すること。

(用紙 日本工業規格A4)

様式第 29 号の次に次の様式を加える。

記録命令付差押調書

年 月 日

警察署

司法

㊞

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、 年 月 日付け 裁判所
裁判官 の発した記録命令付差押許可状を
に示して、下記のとおり記録命令付差押えをした。

記

- 1 記録命令付差押えの日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 記録命令付差押えの場所
- 3 記録命令付差押えの立会人 (住居, 職業, 氏名, 年齢)
- 4 記録させ又は印刷させた電磁的記録
- 5 電磁的記録を記録させ又は印刷させた者
- 6 記録命令付差押えにより差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり
- 7 記録命令付差押えの経過

(注意) やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは, その理由を付記すること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

様式第 3 0 号から様式第 3 2 号を次のように改める。

差 押 調 書 (乙)

年 月 日

警 察 署

司法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、刑事訴訟法第 条の規定により被疑者を逮捕するに当たり、
その現場において、下記のとおり差押えをした。

記

1 差押えの日時

(年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで

2 差押えの場所

3 差押えの目的たる物

4 差押えの立会人 (住居, 職業, 氏名, 年齢)

5 差押えをした物

(別紙押収品目録記載のとおり

6 差押えの経過 (刑事訴訟法第 222 条第 1 項において準用する同法第 110 条の 2 の規定による処分をした場合には, その旨及び経過)

(注意) 物件の所在発見場所, 発見者, 発見の経緯等は, できるだけ具体的に差押えの経過欄に記載すること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

捜 索 差 押 調 書 (甲)

年 月 日

警 察 署

司 法

印

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官
の発した捜索差押許可状を 示して、下記のとおり
捜索差押えをした。

記

- 1 捜索差押えの日時
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 捜索差押えの場所、捜索した身体又は物
- 3 捜索の目的たる人又は捜索差押えの目的たる物
- 4 捜索差押えの立会人 (住居、職業、氏名、年齢)
- 5 差押えをした物
別紙押収品目録記載のとおり
- 6 捜索差押えの経過 (刑事訴訟法第 2 1 8 条第 2 項の規定による差押えをした場合又は同法第 2 2 2 条第 1 項において準用する同法第 1 1 0 条の 2 の規定による処分をした場合には、その旨及び経過)

(注意) 1 物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に捜索差押えの経過欄に記載すること。

2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

捜索差押調書(乙)

年 月 日

警察署

司法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、刑事訴訟法第 条の規定により被疑者を逮捕するに当たり、
その現場において、下記のとおり捜索差押えをした。

記

1 捜索差押えの日時

(年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで

2 捜索差押えの場所、捜索した身体又は物

3 捜索差押えの目的たる物

4 捜索差押えの立会人(住居、職業、氏名、年齢)

5 差押えをした物

別紙押収品目録記載のとおり

6 捜索差押えの経過(刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過)

(注意) 物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に捜索差押えの経過欄に記載すること。

様式第 3 6 号の次に次の様式を加える。

様式第36号の2

被疑者	
罪名	

電磁的記録に係る権利放棄書

年 月 日

警察署

司法

殿

住居

氏名

印

下記目録の物件に係る電磁的記録について、

刑事訴訟法第123条第3項（第222条第1項において準用する場合を含む。）の規定による記録媒体の交付又は電磁的記録の複写の許可を受ける権利

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第1条の2の規定により所有に属するものとみなされる場合における権利

を放棄します。

目 録

符 号	番 号	品 名	数 量	備 考

- (注意) 1 符号は、証拠金品総目録によって付ける押収物の整理番号で、司法警察職員が記入するものである。
2 事例に応じ、不要の文字を削ること。

取扱者印

赤
刷
り

様式第 3 7 号の次に次の 2 様式を加える。

(

(

被 疑 者	
罪 名	

年 月 日

司法警察員

殿

住居

氏名

目 録

赤
刷
り

被疑者	
罪 名	

様式第37号の3 (刑訴第222条,第123条,第220条)

複写電磁的記録請書

年 月 日

警 察 署

司法警察員

殿

住 居

氏 名

㊞

下記目録の物件に移転された電磁的記録の複写を受け、領収しました。

目 録

番 号	品 名	数 量	備 考

取扱者印

赤
刷
り

様式第48号を次のように改める。

捜査関係事項照会書

年 月 日

殿

警 察 署

司法

㊟

捜査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、刑事訴訟法第197条第2項によって照会します。

なお、みだりに本照会に関する事項を漏らさないよう、同条第5項によって求めます。

記

照 会 事 項

【照会警察署の所在地】〒

【担当者氏名】

（電話

）

（注意）本文後段の記載は、必要がないときは削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

様式第 58 号の次に次の 3 様式を加える。

(

(

保全要請書

年 月 日

殿

警察署

司法警察員

印

差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるので、下記のとおり、通信履歴の電磁的記録を消去しないよう、刑事訴訟法第197条第3項によって求めます。

なお、みだりにこの求めに関する事項を漏らさないよう、同条第5項によって求めます。

記

1 消去しないよう求める通信履歴の電磁的記録

2 消去しないよう求める期間

年 月 日まで

（注意）本文後段の記載は、必要がないときは削ること。

保全要請期間延長通知書

年 月 日

殿

警察署

司法警察員

印

年 月 日付け保全要請書により、消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録につき、特に必要があるので、下記のとおり、刑事訴訟法第197条第4項によって、消去しないよう求める期間を延長します。

記

1 消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録及びその期間

2 延長する期間

年 月 日まで

3 備考

保 全 要 請 取 消 書

年 月 日

殿

警 察 署

司法警察員

⑨

年 月 日付け保全要請書により、消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録につき、保全する必要がなくなったので、下記のとおり、刑事訴訟法第 1 9 7 条第 3 項によって、その求めを取り消します。

記

1 消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録

2 備考